

199,400	241,000	278,800	310,800	201,400	241,600	278,800	310,800
200,600	242,600	280,500	312,600	202,600	243,100	280,500	312,600
201,800	244,200	282,200	314,300	203,800	244,600	282,200	314,300
203,000	245,800	283,900	316,000	205,000	246,100	283,900	316,000
204,200	247,400	285,600	317,700	206,200	247,600	285,600	317,700
205,500	249,000	287,300	319,200	207,500	249,000	287,300	319,200
206,700	250,600	289,000	320,800	208,600	250,600	289,000	320,800
207,900	252,200	290,700	322,400	209,700	252,200	290,700	322,400
209,100	253,800	292,400	324,000	210,800	253,800	292,400	324,000
210,300	255,400	293,900	325,500	211,900	255,400	293,900	325,500
211,400	256,800	295,500	326,800	212,900	256,800	295,500	326,800
212,500	258,200	297,100	328,100	213,900	258,200	297,100	328,100
213,600	259,600	298,700	329,400	214,900	259,600	298,700	329,400
214,700	260,900	300,100	330,500	215,900	260,900	300,100	330,500
215,800	262,300	301,600	331,600	216,900	262,300	301,600	331,600
216,900	263,700	303,100	332,700	217,900	263,700	303,100	332,700
218,000	265,100	304,600	333,800	218,900	265,100	304,600	333,800
219,100	266,300	306,200	334,700	219,900	266,300	306,200	334,700
220,100	267,600	307,600	335,700	220,800	267,600	307,600	335,700
221,100	268,900	309,000	336,700	221,700	268,900	309,000	336,700
222,100	270,200	310,400	337,700	222,600	270,200	310,400	337,700
223,200	271,300	311,700	338,500	223,600	271,300	311,700	338,500
224,300	272,600	313,000	339,200	224,600	272,600	313,000	339,200
225,400	273,900	314,300	339,900	225,600	273,900	314,300	339,900
226,500	275,200	315,600	340,600	226,700	275,200	315,600	340,600

1級	2級	3級	4級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
151,500	178,300	227,100	252,800
152,900	180,400	228,900	254,300
154,300	182,500	230,700	255,800
155,700	184,600	232,500	257,300
157,100	186,700	234,100	258,800
158,600	189,000	235,600	260,400
160,100	191,300	237,100	262,000
161,600	193,600	238,600	263,600
162,900	196,000	240,000	265,300
164,500	197,400	241,500	266,900
166,100	198,800	243,000	268,500
167,700	200,200	244,500	270,100
169,100	201,600	245,800	271,700
171,100	203,100	247,200	273,300
173,100	204,600	248,600	274,900
175,100	206,100	250,000	276,500
177,200	207,500	251,400	278,100
179,300	209,000	252,900	279,600
181,400	210,500	254,400	281,100
183,500	212,000	255,900	282,600
185,600	213,400	257,400	284,200
187,800	215,100	259,000	285,800
190,000	216,800	260,600	287,400
192,200	218,500	262,200	289,000

1級	2級	3級	4級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
153,300	180,500	229,300	254,700
154,700	182,600	231,100	255,900
156,200	184,700	232,900	257,200
157,600	186,800	234,700	258,500
159,000	188,900	236,300	259,800
160,500	191,300	237,800	261,200
162,000	193,600	239,300	262,600
163,500	195,900	240,800	264,000
164,800	198,300	242,200	265,500
166,500	199,700	243,600	266,900
168,100	201,100	245,000	268,500
169,700	202,500	246,400	270,100
171,200	203,900	247,700	271,700
173,200	205,400	249,000	273,300
175,200	206,900	250,300	274,900
177,200	208,400	251,600	276,500
179,400	209,800	252,800	278,100
181,500	211,300	254,200	279,600
183,600	212,800	255,600	281,100
185,700	214,300	256,900	282,600
187,800	215,700	258,200	284,200
190,000	217,400	259,600	285,800
192,200	219,100	261,000	287,400
194,400	220,800	262,400	289,000

表ウの表中	194,300	220,000	263,900	290,400	を	196,500	222,300	263,900	290,400	に
	195,600	221,700	265,500	292,200		197,800	224,000	265,500	292,200	
	196,900	223,400	267,100	294,000		199,100	225,700	267,100	294,000	
	198,200	225,100	268,700	295,800		200,400	227,400	268,700	295,800	
	199,400	226,900	270,300	297,400		201,600	229,200	270,300	297,400	
	200,700	228,400	271,900	299,100		202,900	230,700	271,900	299,100	
	202,000	229,900	273,500	300,800		204,200	232,200	273,500	300,800	
	203,300	231,400	275,100	302,500		205,500	233,700	275,100	302,500	
	204,600	232,900	276,700	304,000		206,800	235,200	276,700	304,000	
	205,900	234,400	278,200	305,600		208,100	236,600	278,200	305,600	
	207,200	235,900	279,700	307,200		209,400	238,000	279,700	307,200	
	208,500	237,400	281,200	308,800		210,700	239,400	281,200	308,800	
	209,900	238,800	282,800	310,400		212,100	240,700	282,800	310,400	
	211,300	240,200	284,300	312,000		213,500	242,000	284,300	312,000	
	212,700	241,600	285,800	313,600		214,900	243,300	285,800	313,600	
	214,100	243,000	287,300	315,200		216,300	244,600	287,300	315,200	
	215,300	244,300	288,900	316,800		217,500	245,800	288,900	316,800	
	216,700	245,700	290,500	318,300		218,900	247,100	290,500	318,300	
	218,100	247,100	292,100	319,800		220,300	248,400	292,100	319,800	
	219,500	248,500	293,700	321,300		221,700	249,700	293,700	321,300	
	220,900	249,900	295,100	322,800		223,100	251,000	295,100	322,800	
	222,400	251,400	296,600	324,300		224,600	252,400	296,600	324,300	
	223,900	252,900	298,100	325,800		226,100	253,800	298,100	325,800	
	225,400	254,400	299,600	327,300		227,600	255,200	299,600	327,300	
	226,700	255,900	301,000	328,600		228,900	256,600	301,000	328,600	
	228,200	257,500	302,400	330,000		230,300	258,100	302,400	330,000	
	229,700	259,100	303,800	331,400		231,700	259,500	303,800	331,400	
	231,200	260,700	305,200	332,800		233,100	260,900	305,200	332,800	
	232,600	262,400	306,700	334,300		234,400	262,400	306,700	334,300	
	234,000	264,000	308,100	335,700		235,700	264,000	308,100	335,700	
	235,400	265,600	309,500	337,100		237,000	265,600	309,500	337,100	
	236,800	267,200	310,900	338,500		238,300	267,200	310,900	338,500	
	238,300	268,800	312,300	339,700		239,700	268,800	312,300	339,700	
	239,700	270,400	313,700	341,100		241,000	270,400	313,700	341,100	
	241,100	272,000	315,100	342,500		242,300	272,000	315,100	342,500	
	242,500	273,600	316,500	343,900		243,600	273,600	316,500	343,900	
	243,900	275,200	317,700	345,100		244,900	275,200	317,700	345,100	
	245,300	276,700	319,000	346,400		246,200	276,700	319,000	346,400	
	246,700	278,200	320,300	347,700		247,500	278,200	320,300	347,700	
	248,100	279,700	321,600	349,000		248,800	279,700	321,600	349,000	
249,400	281,300	322,900	350,200	250,000	281,300	322,900	350,200			
250,900	282,800	324,200	351,400	251,300	282,800	324,200	351,400			
252,400	284,300	325,500	352,600	252,700	284,300	325,500	352,600			
253,900	285,800	326,800	353,800	254,100	285,800	326,800	353,800			

改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の77.5」を「100分の75」に、「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第21条第2項及び第22条第2項第1号の規定は、同年12月1日から適用する。
(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 3 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。
(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)
- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

昭和42年度以後における金沢市職員共済組合条例等の規定による年金受給者のための年金の額の改定に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月19日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第60号

昭和42年度以後における金沢市職員共済組合条例等の規定による年金受給者のための年金の額の改定に関する条例の一部を改正する条例

昭和42年度以後における金沢市職員共済組合条例等の規定による年金受給者のための年金の額の改定に関する条例（昭和42年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の9第5項ただし書中「平成12年度以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」を「平成19年10月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」に改める。

第1条の32第1項中「平成12年4月分」を「平成19年10月分」に、「假定給料を」を「假定給料に調整改定率（恩給法（大正12年法律第48号）第65条第2項に規定する調整改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を」に改め、同条第4項中「改定された」を「改定される」に、「満たないとき」を「調整改定率を乗じて得た額に満たないとき」に、「平成12年4月分以後」を「平成19年10月分以後」に、「当該各号に定める」を「当該乗じて得た」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 給与金条例等の規定による障害年金に相当する年金 次のアからエまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれアからエまでに定める額

ア その实在職した在职期間が最短年金年限に達している者に係る年金 1,132,700円

イ その实在職した在职期間が9年以上最短年金年限未滿の者に係る年金 849,500円

ウ その实在職した在职期間が6年以上9年未滿の者に係る年金 679,600円

エ その实在職した在职期間が6年未滿の者に係る年金 568,400円

第1条の32第5項中「平成12年4月分以後」を「平成19年10月分以後」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 遺族である子1人を有する場合 恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号。以下「昭和51年恩給法等改正法」という。）附則第14条第1項第2号に定める額

(2) 遺族である子2人以上を有する場合 昭和51年恩給法等改正法附則第14条第1項第1号に定める額

(3) 60歳以上である場合（前2号に該当する場合を除く。） 昭和51年恩給法等改正法附則第14条第1項第3号に定める額

第4条に次の1項を加える。

2 第1条の32の規定により給料とみなされる額については、5円未滿の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未滿の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成19年9月分以前の月分の退職年金、障害年金及び遺族年金の額については、なお従前の例による。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月19日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第61号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第111号の項中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改め、同表第113号の項及び第114号の項中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、

「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月19日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第62号

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年条例第297号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条 入学料は、本科第1部の入学生1人につき5,650円を徴収する。

第4条 入学検定手数料は、本科第1部の入学志願者1人につき2,200円を徴収する。

附則第3項第2号中「第1学年及び第2学年」を「第2学年」に改め、同項第3号中「第1学年、第2学年及び第3学年」を「第3学年」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月19日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第63号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

50	サンシャイン鳴和地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画サンシャイン鳴和地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	--------------------	--

別表第2第46号の表を次のように改める。

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	(1) 倉庫業を営む倉庫 (2) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの